

明るい選挙推進サポーター設置要綱

第1 目的及び名称

愛知県選挙管理委員会と明るい選挙推進愛知県協議会が、若者の投票率及び政治意識の向上を目的として、明るい選挙推進サポーター(以下「選挙サポーター」という。)という若者(原則として、18歳から29歳までの者)を対象としたボランティアを設置する。

第2 事業

選挙サポーターは、積極的に投票参加、政治参加を促進する。活動内容として次に掲げることを行う。

- (1) 各種選挙の執行に際し、各種啓発行事を企画し参加すること。
- (2) その他明るい選挙推進に係る各種常時啓発行事を企画し参加すること。
- (3) 明るい選挙推進のために提言・企画をすること。
- (4) 各自の所属している地域・職場・学校などでの自主的な啓発活動を行うこと。

第3 組織

毎年公募を行い、応募者の中から本人の承諾を得て、明るい選挙推進愛知県協議会会長が委嘱する。

第4 任期

委嘱期間は2年とし、再任を妨げない。ただし、新たに委嘱した場合における任期は、在任者の残任期間とする。

第5 リーダー及びサブリーダー

選挙サポーターの互選により、リーダー及びサブリーダー1名を置くことができる。

- 2 リーダー及びサブリーダーの任期は、選挙サポーターの任期による。
- 3 リーダーは選挙サポーターを代表する。
- 4 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーが欠け若しくは事故あるときは、その職務を代理する。

第6 選挙サポーターネットワーク会議

事業を推進するため、選挙サポーターネットワーク会議を開催する。

第7 庶務

選挙サポーターに係る庶務は、愛知県選挙管理委員会事務局で処理する。

第8 雑則

この要綱に定めるもののほか、選挙サポーターに関し、必要な事

項は愛知県選挙管理委員会及び明るい選挙推進愛知県協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。